第十条　日本銀行本店は、前二条の規定によるもののほか、歳入歳出外の受払に関し、毎月（その受払額のない月を除く。）その取り扱つた歳入歳出外の受入額及び払出額を掲げた第四号書式の次の各号に掲げる月計突合表を作成し、翌月の第七営業日までに到達の日取りをもつて当該各号に掲げる者に送付しなければならない。

［一～六の三　略］

六の四　育児休業等給付証券発行高月計突合表　財務大臣

［七～二十　略］

二十一　子ども・子育て支援資金月計突合表　内閣総理大臣

２　［略］

第四号書式

第四号書式

何　月計突合表

年　月中　　年　月　日

「内閣総理大臣」、「財務大臣」、「厚生労働大臣」、「経済産業大臣」又は「財務省理財局長」

日本銀行

受入額	払出額	備考
円	円	

（「内閣総理大臣」、「財務大臣」、「厚生労働大臣」、「経済産業大臣」又は「財務省理財局長」

氏名　）

用紙寸法　日本産業規格A列4

備考　必要があるときは、下部余白欄又は別紙に、本月振替済の国庫金振替書番号を記載することができる。

第十条　日本銀行本店は、前二条の規定によるもののほか、歳入歳出外の受払に関し、毎月（その受払額のない月を除く。）その取り扱つた歳入歳出外の受入額及び払出額を掲げた第四号書式の次の各号に掲げる月計突合表を作成し、翌月の第七営業日までに到達の日取りをもつて当該各号に掲げる者に送付しなければならない。

［一～六の三　同上］

［号を加える。］

［七～二十　同上］

［号を加える。］

２　［同上］

第四号書式

第四号書式

何　月計突合表

年　月中　　年　月　日

「財務大臣」、「厚生労働大臣」、「経済産業大臣」又は「財務省理財局長」

日本銀行

受入額	払出額	備考
円	円	

（「財務大臣」、「厚生労働大臣」、「経済産業大臣」又は「財務省理財局長」

氏名　）

用紙寸法　日本産業規格A列4

備考　必要があるときは、下部余白欄又は別紙に、本月振替済の国庫金振替書番号を記載することができる。

備考　表中の［　］の記載は注記である。